

地域包括支援センターについて

1. 事業目的

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 46）で、本町は保健センター内に設置しています。

地域包括支援センターでは、各種事業を通じて、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源の活用を行っています。

また、包括的・継続的に支援を行う地域包括ケアシステムを実現するための中心的な役割も果たしていくこととしています。

2. 運営形態と職員配置

運営形態	開設時間	専門職種	職員体制
月～金曜日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	保健師、社会福祉士 介護支援専門員	正規職員 2 人 臨時職員 1 人

3. 地域包括支援センター運営協議会

（1）目的

地域包括支援センターの適切な運営及び公正かつ中立性の確保を図る。

（2）所掌事務

- ア. 支援センターの設置、変更及び廃止に関すること
- イ. 支援センターの運営について
- ウ. 地域包括ケアに関すること
- エ. 上記に掲げるもののほか、支援センターの公正かつ中立性を確保する事項に関すること

（3）委員

- ア. 学識経験を有する者
- イ. 医療及び保健関係団体の代表者
- ウ. 福祉関係団体の代表者
- エ. 福祉ボランティア団体の代表者
- オ. 一般公募により選出された者

（4）委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。